



平成16年(行ウ)第43号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 齋田友雄外19名

被告 群馬県知事外1名

## 求釈明申立書

2007(平成19)年5月18日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 野 上 恭 道  
ほか39名



被告の主張によれば、群馬県の県央第二水道用水供給事業と東部地域水道用水供給事業および東毛工業用水道事業において八ッ場ダム開発水量の配分を受けることを予定しており、その一部は暫定取水として使用しているという。しかし、これらの水道用水供給事業および工業用水道事業と八ッ場ダムとの関係が不明瞭であるので、原告は以下の事項について釈明を求める。

- 1 八ッ場ダム建設基本計画(第2回)変更(平成16年度)によれば、群馬県の参画量は、水道用水が別途手当2.00m<sup>3</sup>/秒と工業用水が別途手当で0.35m<sup>3</sup>/秒となっている。「別途手当」とは、非かんがい期の水利権を手当てして、農業用水転用の水利権と合わせて通年の取水を可能にするという意味であるから、群馬県の水道と工業用水道が八ッ場ダムで得る水利権は、非かんがい期だけである。被告が準備書面(10)ではそのことについて一言も触れていないのは、事実に対して不誠実である。

このことに関して次の4点を明らかにされたい。

- ① 現在の県央第二水道用水供給事業および東部地域水道用水供給事業のかんがい期と非かんがい期それぞれの保有水源(水利権)の内訳
- ② 現在の東毛工業用水道事業のかんがい期と非かんがい期それぞれの保有水源(水利権)の内訳
- ③ 取水計画による県央第二水道用水供給事業および東部地域水道用水供給事業のかんがい期と非かんがい期それぞれの保有水源(水利権)の内訳
- ④ 取水計画による東毛工業用水道事業のかんがい期と非かんがい期それぞれの保有水源(水利権)の内訳

- 2 被告が主張する、県央第二水道用水供給事業と東部地域水道用水供給事業および東毛工業用水道事業が保有する八ッ場ダムの暫定水利権は非かんがい期のみである。かんがい期は農業用水転用の水利権があるので、非かんがい期のみを対象とした水利権である。しかし、非かんがい期（冬期）はかんがい期（夏期）に比べて河川流量が少なくなるが、農業用水の取水がわずかになるので、水利用の面では余裕があり、非かんがい期の水利権は形式的なものに過ぎない。

このことに関して次の3点を明らかにされたい。

- ① 最近15年間、利根川上流部（八ッ場ダムとは無関係の渡良瀬川を除く）において非かんがい期（冬期）に取水制限が行われたことがあるならば、その経過と影響を詳しく説明されたい。
- ② 利根川上流部でもし冬期に取水制限が行われたことがあるならば、そのときに、八ッ場ダムの暫定水利権は安定水利権と比較してどのような扱いを受けたのかを明らかにされたい。
- ③ 県央第二水道用水供給事業と東部地域水道用水供給事業および東毛工業用水道事業の、八ッ場ダム暫定水利権による取水はそれぞれ何年度から始まったのかを明らかにされたい。

- 3 水利権の内容は、許可内容を明らかにした水利使用規則によってすべてが表示されているものであり、それを離れて水利権の内容を規定するものは法的に存在しない。被告が主張する、県央第二水道用水供給事業と東部地域水道用水供給事業および東毛工業用水道事業が保有する八ッ場ダムの暫定水利権が水利使用規則でどのように扱われているかが重要である。

このことに関して次のことを明らかにされたい。

- ① 八ッ場ダムの暫定水利権は非かんがい期のみのものであり、かんがい期は農業用水を転用した安定水利権である。その水利使用規則においてかんがい期の安定水利権と非かんがい期の暫定水利権との間でどのような差異が設けられているのかを明らかにされたい。
- ② 他の県における同様な内容の水利使用規則をみると、かんがい期の安定水利権と非かんがい期の暫定水利権は両方とも取水条件が設けられて同列に扱われており、差異がなかった。群馬県の場合ももしそうならば、非かんがい期の暫定水利権がかんがい期の安定水利権に比して不利な水利権であるとする法的な根拠がどこにあるのかを明らかにされたい。
- ③ 水利使用規則に記載されている取水条件にしたがって、八ッ場ダムの暫定水利権の取水が過去に停止されたことがあったのかを明らかにされたい。

もし停止されたことがあったならば、その期間を明らかにされたい。

以上